

B型肝炎訴訟における基本合意書（その3）について

B型肝炎訴訟に関して、慢性肝炎の除斥期間の起算点に関する令和3年の最高裁判決を受けて、福岡高等裁判所の仲介の下、国と弁護団・原告団との間で和解協議を行い、令和8年1月15日に、基本合意書（その3）が締結された。

経緯

令和3年4月26日 **慢性肝炎再発型に関する最高裁判決(提訴日:平成20年7月30日)**

・慢性肝炎が再発した場合、一定の要件の下、肝炎再発時点を、新たに除斥期間の起算点とする

令和8年1月15日 **基本合意書(その3)の締結**

除斥期間について

民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。）において定められてる除斥期間では、不法行為の時から20年間を経過すると損害賠償請求権が消滅することとされている。

B型肝炎訴訟では、除斥期間の起算点について、①無症候性キャリアの方については集団予防接種等を受けた日、②慢性肝炎などを発症した方についてその症状が発症した日、③亡くなられた方については死亡日となっている。

（注）なお、B肝給付金では、除斥期間を経過した者に対しても政策的給付を実施している。

基本合意書（その3）の概要

1. H B e 抗原陽性慢性肝炎が鎮静化した後に H B e 抗原が陰性のまま慢性肝炎が再燃した場合には、その**再燃時を起算点**とする
2. 1の再燃した H B e 抗原陰性慢性肝炎が鎮静化した後に、H B e 抗原が陽性となり慢性肝炎が再々燃した場合には、その**再々燃時を起算点**とする
3. 1の再燃した H B e 抗原陰性慢性肝炎が担当医が治療を要しないと判断した状態になったものの、H B e 抗原が陰性のまま慢性肝炎が再々燃した場合には、その**再々燃時を起算点**とする